

標準旅行業約款（募集型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総則

（適用範囲）

- 第1条 本約が旅行者の間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）はこの約款の範囲に属するものとして取り扱われます。この約款は募集型企画旅行契約については、法令に一般に旅行代金を債権とする規定を設けておらず、また、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- 第2条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的及び行程、旅行者の資格などを定めた運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が宿泊する施設をあらかじめ決定した旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 第3条 この約款で「国内旅行」とは、本邦内への旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 第4条 この約款で「当社」とは、当社又は当社の募集型企画旅行を当社が代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会社との間で運送、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けた募集型企画旅行契約であり、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく請求権に係る権利及び義務が、当該権利及び義務が履行されるまでに限り特別に締結する募集型企画旅行契約の内容に優先して適用することについては、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容を定めた募集型企画旅行契約をいいます。
- 第5条 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行に基づく旅行代金の支払又は払戻金を受け取った日をいいます。
- 第6条 募集型企画旅行契約において、旅行者は旅行に関する旅行代金に従って、運送・宿泊機関等の提供を受ける。旅行者は当社が定めるサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるとし、手配し、旅程を管理することを引き継ぎます。
- 第7条 募集型企画旅行契約の履行に当たって、補助金全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者や、手配を業として行うその他の旅行者に付与されることがあります。

第2章 契約の締結

- 第8条 募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます）を締結する申込書に記入し、当社が定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 第9条 当社に運送の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下「申込内容」といいます）を申込書に記入し、当社に提出しなければなりません。
- 第10条 募集型企画旅行の申込みは、旅行代金又は取消料若しくは後述の約款の一部として取り扱われるものとします。
- 第11条 募集型企画旅行の申込に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社が可能な範囲内で対応いたします。
- 第12条 前項の規定にかかわらず、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担となります。
- 第13条 本約は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の申込みを受け付けます。この予約時点では契約が成立せず、申込みは、当社が予約の承諾を通知した時、当社決定の期間内に、前条第1項又は第2項の定めにより、当社に申込みと申込金提出又は会員登録を通知しなければなりません。
- 第14条 前項の定めるところにより申込書又は申込金提出又は会員登録等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によるものとします。
- 第15条 旅行者が第1項の期間内に申込書提出しない場合又は会員登録を通知しない場合は、当社は、予約が成立したものと取り扱いません。
- （契約締結の拒否）
- 第16条 当社が、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき
 - 応募旅行者が募集予定数に達したとき
 - 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の内情な実施を妨げるおそれがあるとき
 - 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき
 - 旅行者が、観光立国推進機構、暴力団関係団体、暴力団関係企業又は総連等その他の反社会的勢力であると認められるとき
 - 旅行者が、当社に対して暴力の要請行為、不当な要求行為、罰則に關して脅迫的な言動若しくは暴力の行使行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
 - 旅行者が、悪質な行為として悪質な行為を行う等、旅行者の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
 - その他当社の業務上の都合があるとき

第3章 契約の変更

- 第17条 募集型企画旅行契約において、締結された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を変更できる場合は、当該契約書において利用する宿泊機関及び運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日）以前に募集型企画旅行契約の申込みが完了した場合は、旅行開始日前5日までの当該契約書に定めの日までに、これらの確定変更を請求する旨を当社に通知しなければなりません。
- 第18条 前項の条件を満たし、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切に対応をいたします。
- 第19条 前項の確定変更を受けた場合には、前条第2項の規定により当社が手配し管理する運送若しくは宿泊機関の範囲は、当該契約書に記載のとおりとさせていただきます。
- （情報通信の技術を利用する方法）
- 第20条 本約は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとする旅行者は、旅行に関する旅行日程、旅行サービス、旅行代金の他の旅行条件及び当社の旅行サービスに関する権利及び義務並びに本約のその他の事項、契約締結及び確定変更の交付に代り、情報通信の技術を利用する方法により当該募集型企画旅行契約（以下「本約」といいます）を締結する旨を申し立てたときは、旅行者の使用する通信機器に追加したファイルに記録されたデータに準じます。
- 第21条 前項の技術を利用する通信機器に記録されたデータのファイルが備えられていないときは、当該使用者の通信機器に記録されたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記載し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認する必要があります。
- （旅行代金の支払）
- 第22条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。
- 第23条 運送契約を締結した場合は、当社は、提携会社のカードをいづれかの旅行者の署名をなして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを行います。また、カード利用日は契約が成立日となります。

第4章 契約の解除

- 第24条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について費用を支払う旅行者（以下この条において「適用運送・料金」といいます。）が、善い経済効果の確保等により、募集型企画旅行の影響を明らかにしなかったり費用が増加したりと公示されたている適用運送・料金と比べて、恣意的に決定される金額を適用して運送又は運送される場合において、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内旅行代金を増額し、又は減少することができます。
- 第25条 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に、旅行者に対し、増額または減額を通知し、かつその減少額については旅行代金を減額します。
- 第26条 当社は、前条の規定に基づき、旅行代金を増額し、又は減少するに当たっては、旅行者が、前条の規定に基づき、旅行代金の増額又は減少に要する費用（以下「増額又は減少費用」といいます。）を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に当社に提出していただくこととすることをあらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容を定めた募集型企画旅行契約をいいます。
- 第27条 当社は、前条の規定に基づき、旅行代金を増額し、又は減少するに当たっては、旅行者が、前条の規定に基づき、旅行代金の増額又は減少に要する費用（以下「増額又は減少費用」といいます。）を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に当社に提出していただくこととすることをあらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容を定めた募集型企画旅行契約をいいます。
- 第28条 当社は、前条の規定に基づき、旅行代金を増額し、又は減少するに当たっては、旅行者が、前条の規定に基づき、旅行代金の増額又は減少に要する費用（以下「増額又は減少費用」といいます。）を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に当社に提出していただくこととすることをあらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容を定めた募集型企画旅行契約をいいます。
- （旅行代金の支払）
- 第29条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。
- 第30条 運送契約を締結した場合は、当社は、提携会社のカードをいづれかの旅行者の署名をなして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを行います。また、カード利用日は契約が成立日となります。

第5章 団体のグループ契約

- 第31条 本約は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に募集型企画旅行契約の申込みが完了した場合は、旅行開始日前5日までの当該契約書に定めの日までに、これらの確定変更を請求する旨を当社に通知しなければなりません。
- 第32条 前項の条件を満たし、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切に対応をいたします。
- 第33条 前項の確定変更を受けた場合には、前条第2項の規定により当社が手配し管理する運送若しくは宿泊機関の範囲は、当該契約書に記載のとおりとさせていただきます。

- （旅行代金の支払）
- 第34条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について費用を支払う旅行者（以下この条において「適用運送・料金」といいます。）が、善い経済効果の確保等により、募集型企画旅行の影響を明らかにしなかったり費用が増加したりと公示されたている適用運送・料金と比べて、恣意的に決定される金額を適用して運送又は運送される場合において、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内旅行代金を増額し、又は減少することができます。
- 第35条 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に、旅行者に対し、増額または減額を通知し、かつその減少額については旅行代金を減額します。
- 第36条 当社は、前条の規定に基づき、旅行代金を増額し、又は減少するに当たっては、旅行者が、前条の規定に基づき、旅行代金の増額又は減少に要する費用（以下「増額又は減少費用」といいます。）を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に当社に提出していただくこととすることをあらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容を定めた募集型企画旅行契約をいいます。
- （旅行代金の支払）
- 第37条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について費用を支払う旅行者（以下この条において「適用運送・料金」といいます。）が、善い経済効果の確保等により、募集型企画旅行の影響を明らかにしなかったり費用が増加したりと公示されたている適用運送・料金と比べて、恣意的に決定される金額を適用して運送又は運送される場合において、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内旅行代金を増額し、又は減少することができます。
- 第38条 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に、旅行者に対し、増額または減額を通知し、かつその減少額については旅行代金を減額します。
- 第39条 当社は、前条の規定に基づき、旅行代金を増額し、又は減少するに当たっては、旅行者が、前条の規定に基づき、旅行代金の増額又は減少に要する費用（以下「増額又は減少費用」といいます。）を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に当社に提出していただくこととすることをあらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容を定めた募集型企画旅行契約をいいます。

- （旅行代金の支払）
- 第40条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について費用を支払う旅行者（以下この条において「適用運送・料金」といいます。）が、善い経済効果の確保等により、募集型企画旅行の影響を明らかにしなかったり費用が増加したりと公示されたている適用運送・料金と比べて、恣意的に決定される金額を適用して運送又は運送される場合において、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内旅行代金を増額し、又は減少することができます。
- 第41条 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に、旅行者に対し、増額または減額を通知し、かつその減少額については旅行代金を減額します。
- 第42条 当社は、前条の規定に基づき、旅行代金を増額し、又は減少するに当たっては、旅行者が、前条の規定に基づき、旅行代金の増額又は減少に要する費用（以下「増額又は減少費用」といいます。）を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に当社に提出していただくこととすることをあらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容を定めた募集型企画旅行契約をいいます。
- （旅行代金の支払）
- 第43条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について費用を支払う旅行者（以下この条において「適用運送・料金」といいます。）が、善い経済効果の確保等により、募集型企画旅行の影響を明らかにしなかったり費用が増加したりと公示されたている適用運送・料金と比べて、恣意的に決定される金額を適用して運送又は運送される場合において、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内旅行代金を増額し、又は減少することができます。
- 第44条 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に、旅行者に対し、増額または減額を通知し、かつその減少額については旅行代金を減額します。
- 第45条 当社は、前条の規定に基づき、旅行代金を増額し、又は減少するに当たっては、旅行者が、前条の規定に基づき、旅行代金の増額又は減少に要する費用（以下「増額又は減少費用」といいます。）を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に当社に提出していただくこととすることをあらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容を定めた募集型企画旅行契約をいいます。

第6章 旅程管理

- （旅行代金の支払）
- 第46条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について費用を支払う旅行者（以下この条において「適用運送・料金」といいます。）が、善い経済効果の確保等により、募集型企画旅行の影響を明らかにしなかったり費用が増加したりと公示されたている適用運送・料金と比べて、恣意的に決定される金額を適用して運送又は運送される場合において、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内旅行代金を増額し、又は減少することができます。
- 第47条 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に、旅行者に対し、増額または減額を通知し、かつその減少額については旅行代金を減額します。
- 第48条 当社は、前条の規定に基づき、旅行代金を増額し、又は減少するに当たっては、旅行者が、前条の規定に基づき、旅行代金の増額又は減少に要する費用（以下「増額又は減少費用」といいます。）を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に当社に提出していただくこととすることをあらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容を定めた募集型企画旅行契約をいいます。

第7章 責任

- （旅行代金の支払）
- 第49条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について費用を支払う旅行者（以下この条において「適用運送・料金」といいます。）が、善い経済効果の確保等により、募集型企画旅行の影響を明らかにしなかったり費用が増加したりと公示されたている適用運送・料金と比べて、恣意的に決定される金額を適用して運送又は運送される場合において、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内旅行代金を増額し、又は減少することができます。
- 第50条 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に、旅行者に対し、増額または減額を通知し、かつその減少額については旅行代金を減額します。
- 第51条 当社は、前条の規定に基づき、旅行代金を増額し、又は減少するに当たっては、旅行者が、前条の規定に基づき、旅行代金の増額又は減少に要する費用（以下「増額又は減少費用」といいます。）を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に当社に提出していただくこととすることをあらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容を定めた募集型企画旅行契約をいいます。

第8章 非業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

- （旅行代金の支払）
- 第52条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について費用を支払う旅行者（以下この条において「適用運送・料金」といいます。）が、善い経済効果の確保等により、募集型企画旅行の影響を明らかにしなかったり費用が増加したりと公示されたている適用運送・料金と比べて、恣意的に決定される金額を適用して運送又は運送される場合において、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内旅行代金を増額し、又は減少することができます。
- 第53条 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に、旅行者に対し、増額または減額を通知し、かつその減少額については旅行代金を減額します。
- 第54条 当社は、前条の規定に基づき、旅行代金を増額し、又は減少するに当たっては、旅行者が、前条の規定に基づき、旅行代金の増額又は減少に要する費用（以下「増額又は減少費用」といいます。）を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に当社に提出していただくこととすることをあらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容を定めた募集型企画旅行契約をいいます。

別表第1 取消料（第16条第1項関係）

- 1 国内旅行に係る取消料
- | 区 分 | 取 消 料 |
|--|-------------|
| (1) 次項以外の募集型企画旅行契約 | |
| イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20%以内 |
| ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の30%以内 |
| ハ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の40%以内 |
| ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50%以内 |
| ホ 旅行開始日の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100%以内 |
- (2) 貸取航空機を利用する募集型企画旅行契約
- | 区 分 | 取 消 料 |
|--|-------------|
| イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20%以内 |
| ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20%以内 |
| ハ 旅行開始日の前々日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50%以内 |
| ニ 旅行開始日の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100%以内 |

- 代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をも限度とし、また、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるとときは、変更補償金を支払いません。
- 第55条 募集型企画旅行契約を締結した場合は、当社が提供する旅行サービスは、当社の責任において提供され、旅行サービスに瑕疵が生じた場合は、当社が責任において対応するものとします。
- 第56条 募集型企画旅行契約を締結した場合は、当社が提供する旅行サービスは、当社の責任において提供され、旅行サービスに瑕疵が生じた場合は、当社が責任において対応するものとします。
- 第57条 募集型企画旅行契約を締結した場合は、当社が提供する旅行サービスは、当社の責任において提供され、旅行サービスに瑕疵が生じた場合は、当社が責任において対応するものとします。
- 第58条 募集型企画旅行契約を締結した場合は、当社が提供する旅行サービスは、当社の責任において提供され、旅行サービスに瑕疵が生じた場合は、当社が責任において対応するものとします。

別表第2 変更補償金（第29条第1項関係）

- 1 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）
- 2 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）
- 3 旅行開始日の解除又は無連絡不参加の場合
- （本表の適用については「旅行開始日」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」に該当いたします。）

別表第3 取消料（第16条第1項関係）

- 1 国内旅行に係る取消料
- | 区 分 | 取 消 料 |
|--|-------------|
| (1) 次項以外の募集型企画旅行契約 | |
| イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20%以内 |
| ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の30%以内 |
| ハ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の40%以内 |
| ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50%以内 |
| ホ 旅行開始日の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100%以内 |
- (2) 貸取航空機を利用する募集型企画旅行契約
- | 区 分 | 取 消 料 |
|--|-------------|
| イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20%以内 |
| ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20%以内 |
| ハ 旅行開始日の前々日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50%以内 |
| ニ 旅行開始日の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100%以内 |

別表第2 変更補償金（第29条第1項関係）

- 1 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）
- 2 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）
- 3 旅行開始日の解除又は無連絡不参加の場合
- （本表の適用については「旅行開始日」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」に該当いたします。）

別表第2 変更補償金（第29条第1項関係）

- 1 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）
- 2 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）
- 3 旅行開始日の解除又は無連絡不参加の場合
- （本表の適用については「旅行開始日」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」に該当いたします。）

別表第2 変更補償金（第29条第1項関係）

- 1 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）
- 2 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）
- 3 旅行開始日の解除又は無連絡不参加の場合
- （本表の適用については「旅行開始日」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」に該当いたします。）

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員
大阪府知事登録第2-1075
株式会社日本国内通信
(ニフトラベール)
TEL 06 (6348) 9601
FAX 06 (6341) 9161